

第5回日英原子力年次対話 (結果概要)

10月31日(月), 11月1日(火)

於: 東京(外務省)

共同議長:

川崎方啓軍縮不拡散・科学部審議官(大使)

ロビン・グライムス英国外務省首席科学顧問

背景

2012年4月の日英首脳会談における共同声明の附属文書として発出された「日英民生用原子力協力の枠組み」において、日英両国が、あらゆる民生用原子力活動における二国間協力を強化するため、両国政府高官による年次対話を開始することが決定された。

第5回年次対話は、2016年10月31日及び11月1日に東京の外務省において開催された。

I. 原子力研究開発

1. 双方は、日英共同研究ファンド及び過去1年間に同ファンドを活用して実施されたプロジェクトの更新情報を共有し、同ファンドの着実かつ順調な成果を歓迎した。双方は、日英共同研究ファンド及びその他の手段を通じてパートナーシップを拡大することを期待する。
2. 双方は、研究開発に関する理解及び協力の深化のため、日英両国で協力団体が増えていることを歓迎した。双方は、学術的な交流に加え、多様なチャンネルを通じた研究の連携の発展について議論を行った。
3. 双方は、廃炉国際共同研究センター(C L A D S)と英国国立原子力研究所(N N L)の協力や、複雑な廃炉の課題への取組における、ニーズベースの研究の重要性を確認した。
4. 双方は、互いの研究施設の活用や、成功裏に進んでいる両国間の学生・研究者交流の継続等の取組を探求する可能性について議論した。

II. 廃炉・除染

1. 双方は、廃炉・除染に関して議論を行った。日本は、オフサイトの除染や福島県内外における環境回復活動についての進捗を共有した。双方は、廃炉・除染に関する過去5年間の日英間の活動を確認した。この活動には原子力損害賠償・廃炉等支援機構(N D A)と英国原子力廃止措置機関(N D F), セラフィールド社と東京電力ホールディングス株式会社の協力が含まれている。双方は、廃炉の取組から得られた経験を共有する

とともに、複雑な廃炉の課題における知見の共有及び同分野における潜在的な共同研究の価値について指摘した。

2. 東京電力ホールディングス株式会社及びセラフィールド社は、施設管理や広報といった分野における両者の継続的な関係にとって重要な利益を示す、過去1年間の協力及び交流につき説明した。
3. 日本の原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び英国の原子力廃止措置機関は、双方の知見を共有することが有用であることを再確認し、引き続き連携を継続することで一致した。

III. 広報

1. 双方は、過去1年間に行われた活動を歓迎するとともに、日本は原子力発電所の再稼働に関する国民関与の経験を共有した。また、両国は広報に関する経験を共有し、両国における原子力についての理解を深めるために協力することを確認した。
2. 東京電力ホールディングス株式会社及びセラフィールド社は、日英協力の利点を示す好例である「福島ーウェストカンブリア・スタディ」を紹介した。この取組は、利害関係者との交流について、二組織間のベストプラクティスを共有する一年間の共同プロジェクトである。

IV. 原子力政策

1. 双方は、それぞれの現在の原子力エネルギーに関する政策について情報を更新した。英国はウィルフア及びムーアサイドにおける進捗を含む、新規建設計画について情報を更新するとともに、英国の基幹インフラへの外国投資に対して適用される新たな法的枠組みについて説明した。英国は、両国の広範囲での戦略的な産業パートナーシップの一環として、英国における新規建設計画への日本企業の関与を歓迎した。日本は、再稼働の状況等の原子力政策について説明した。双方は、英国のEU加盟国の地位に関する国民投票後も、基本的価値を共有するグローバルなパートナーとしての双方の重要性は変わらず、原子力分野においても引き続き緊密に連携していくことを確認した。
2. 日本と英国は、双方の企業が多くの分野で協力していることを確認するとともに、2017年1月に駐日英国大使館で開催される第1回日英産業界フォーラムにて、商業組織が交流する機会を歓迎した。

V. 原子力安全・規制

1. 日本の原子力規制庁と英国の原子力規制機関は、両国における過去1年間の規制に関する活動について情報の更新を行うとともに、2017年に鍵となる分野や優先事項につき強調した。両者は、今年行われた情報交換の項目や協力分野の詳細を提供した。

2. 英国原子力規制機関（ONR）は、「実効的な規制」の概念について説明するとともに、現在進行中の改良型沸騰水型原子炉（ABWR）及びAP1000型原子炉の包括設計審査（GDA）に十分なリソースの確保を保証するとともに、安全審査に必要な情報が申請者側から適切に提出されれば、予定されているスケジュール通りに設計承認確認書を発行することにコミットした。
3. 対話に際し、双方は今後の情報交換会合に向けて可能性のある新たな項目を強調した。両規制機関は、経験とプラクティスの共有は相互に利益があることを指摘するとともに、関連するグッド・プラクティスに従って国際的な評価を行う効果的な手段として、このプロセスの継続を完全に支持した。
4. 日本は、緊急事態計画について説明し、日本の原子力防災における取組を紹介した。双方は、原子力防災分野における知見の共有の重要性を確認し、今後も意見交換を継続していくことを確認した。

VI. 結論

共同議長である川崎審議官（大使）とグライムス科学顧問は、第5回日英原子力年次対話が重要な議論をもたらし、日英民生原子力分野における更なる協力のための場を提供したことを表明した。対話を通じ、双方がこれまでに行われた協力活動について正式かつ高いレベルの認識を得て、更なる協力のための機会を特定した。また、日英が互いに共通の価値を共有し、更なる機会を追求し、長期にわたる歴史的関係を深化する当然のパートナーであることを再確認した。

建設的な関係を継続するため、次回の年次対話を2017年にロンドンで開催することを確認した。